

町営住宅入居を希望される方へ

入居資格

1 現在同居し、または同居しようとする親族があり、現に住宅に困窮していること。なお、近く結婚する婚約者や事実上婚姻関係と同様の事情にある方も含みます。

なお、単身の場合でも、60歳以上の方、障害者手帳1級～4級相当の方、生活保護受給者、原爆認定者等の方は入居可能となります。

※ 持家がある方や自分の責任により住宅の立ち退きを求められている方は申込できません。

※ 家庭内の問題（親子関係の不仲など）を理由に別居を希望する場合は申込みできません。

2 入居しようとする世帯員の収入合算額が、法令で定められた基準内であること。原則として所得月額 158,000 円以下であること。

<算定方法>

所得（1人ずつ計算）	家族全員の所得を合算後計算
給与等総収入金額	
公的年金支給額	— 扶養控除 — 特別控除 ÷ 12ヶ月 =
月額所得事業所得等（税務署決定額）	

3 町税等を滞納していない方。

4 申込者および同居しようとする人が暴力団員でないこと。

申込方法

1 申込書類（町営住宅入居申込書、住宅困窮事情調査書）に必要事項を記入のうえ、地域整備課まで提出してください。

※申込書類は地域整備課にて配布 または、町のホームページからダウンロード可能です。

① 現住所 番地、方書等を正確に記入してください。

② 勤務先 会社名や勤務内容がわかるように記入してください。

③ 申込理由 住宅に困窮している理由を詳しく記入してください。

2 申込用紙のほか、申込資格の有無にかかる審査に利用するため、「**個人番号（マイナンバー）の提供について**」に必要事項を記入し提出してください。

※提供を受けられない場合、次の①と②を提出いただきます。

【裏面もご覧ください】

- ① 住民票 入居者全員が記載され続柄のわかるもの。
 - ② 町・県民税 所得課税扶養証明書
令和6年度（平成5年中の収入に関する証明）のもの。
入居者全員分（幼児、学生は除く。）
※所得がない場合でも「所得0円」であることを証明するため提出をお願いします。
 - ③ その他 I 婚約関係にある方は、誓約書を提出してください。
II 申込者または扶養家族に身体障害者がいる世帯は、**身体障害者手帳の写し**。
III 生活保護受給者は、**証明書あるいは確認できる書類**。
- 3 入居決定後の手続き
- ① 町営住宅入居請書に連帯保証人（2名）の署名と印鑑が必要です。
また、所得証明書、印鑑登録証明書を添付下さい。
連帯保証人は身元や家賃の保証ができる方をお願いいたします。
 - ② 入居敷金（当初家賃の3ヶ月分）の納付をお願いします。

受付

入居者募集について空家のある場合は、随時募集しておりますが募集戸数に対し申込者が多数の場合は、抽選となりますのでご了承ください。

また、空家に対する入居者募集については、「広報かるまいお知らせ版」「軽米町ホームページ」「行政情報通信（行政無線）」にてお知らせします。

なお、入居に関する登録制度（順番）は行っておりません。

その他

- 1 家賃は、世帯全員の収入、住宅の広さ、経過年数により決定されます。
毎年7月に収入申告書の提出をお願いしております。
- 2 入居する際には、居室の照明器具やその他必要な備品等は各自で設置し、退去時にはその撤去を願います。
- 3 住宅の小破損の修繕は、入居者各自でお願いします。
- 4 家賃の納入に関しては、なるべく口座振替をお願いします。
- 5 家賃を3ヶ月以上滞納すると明け渡し請求（退去命令）の対象になります。